

警報発表時の児童の登下校について

令和6年4月1日 美濃加茂市立三和小学校

美濃加茂市を対象とした気象情報に従って、次のように対応します。

※気象庁は、平成22年5月27日(木)13時から、市町村ごとに気象情報を発表するようになりました。

「特別警報」・「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」
「暴風雪警報」・「大雪警報」など、**すべての気象警報が対象**

○登校前に警報が発令されている場合→自宅待機

- 1 午前6時10分(始業時刻2時間前)までに警報が解除になったら、平常どおり登校させる。
- 2 午前6時10分を過ぎてから**午前10時**までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経過してから授業を開始する。
※開始時刻等は、緊急メール等で学校から連絡する。
- 3 **午前10時**を過ぎてから警報が解除された場合は、臨時休業とする。
※尚、児童を登校させる時には、付近の道路状況を把握して、安全を確認してください。
樹木の倒壊や橋の流出がある場合は、学校にも連絡をお願いします。

○登校後に警報が発令された場合→学校待機

- 1 警報が発令されている間は学校待機を原則とする。
- 2 下校時における警報解除の有無によって適切な判断をする。
ア) 下校時にすでに警報が解除されている場合
 - 職員は下校前に通学路の危険個所の状況を確認する。その間は、下校を見合わせる。
 - 下校が可能と判断される場合は、教職員の引率や立哨のもとに下校させる。その際、保護者や地域ボランティア等に協力を要請する。また、児童生徒が帰宅したことを確認する。
 - 気象状況及び道路の冠水や河川・水路の増水等により下校が危険と判断される場合は、学校で待機させ、原則として保護者による引き取り下校を行う。
イ) 下校時にまだ警報が継続されている場合
 - 校長は状況に応じて下校、保護者による引き取り下校、学校待機を判断する。その際、中学校区、教育委員会と連携する。

○警報は発令されていないが、登下校に危険がある場合及び危険が予測される場合

- 1 気象状況及び道路の冠水や河川・水路の増水等により児童の安全を確保できない場合、自宅待機や臨時休業、登校後の授業の打ち切りを決定する。
- 2 その場合には、保護者への連絡を確実に行う。

○台風接近時及び集中豪雨時等の学校給食について

- 1 警報発表の可能性が高い場合、台風接近予想日の2日前に給食中止を決定する。
なお、中止の決定後に警報が発表されず通常授業を実施する場合は、弁当を持たせてください。
- 2 午前9時までに警報が解除された場合は、通常通りの給食を配食する。ただし、あらかじめ給食を中止している場合は、弁当を持たせてください。
- 3 警報が午前9時すぎから**午前10時**までの間に解除された場合は、**救給カレー等の代替食**で対応する。
- 4 台風にかかわらず、集中豪雨等により警報が発表される機会が増えているため、都度、教育委員会が判断した場合は、速やかに各学校に連絡があります。